

兵庫県公報

平成19年12月27日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

公 告

ページ

○人事行政の運営等の状況の公表について（人事課） 1

公 告

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。

平成19年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

人事行政の運営等の状況

平成 19 年 12 月

兵庫県

目 次

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況	4
II 職員の給与・定員管理等の状況	5
III 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	23
IV 職員の分限及び懲戒処分の状況	25
V 職員のサービスの状況	26
VI 職員の研修の状況	27
VII 職員の勤務成績の評定の状況	36
VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況	37
〔参考〕	39

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	55
II 職員の競争試験及び選考の状況	59
III 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	68
IV 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	68

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況

1 職員の採用状況

(1) 採用試験

(平成18年度)

区 分	上 級	中 級	初 級	経験者	計
一 般 行 政 職	143 人	5 人	14 人	9 人	171 人
一 般 事 務 職	45 人	0 人	7 人	5 人	57 人
警 察 事 務 職	14 人	0 人	3 人	0 人	17 人
教 育 事 務 職	6 人	0 人	1 人	0 人	7 人
小中学校事務職	7 人	0 人	2 人	0 人	9 人
その他技術職	71 人	5 人	1 人	4 人	81 人
技 能 労 務 職	—	—	—	—	0 人
教 育 職	—	—	—	—	993 人
警 察 職	—	—	—	—	642 人
計	143 人	5 人	14 人	9 人	1806 人

(2) 採用選考

(平成18年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職	19 人	69 人	3 人	4 人	95 人
医師・歯科医師職	0 人	0 人	0 人	33 人	33 人
研 究 職	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人
警 察 職	—	—	46 人	—	46 人
計	20 人	69 人	50 人	37 人	176 人

2 職員の退職状況

(平成18年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	281 人	143 人	378 人	802 人	843 人
うち技能労務職員	6 人	0 人	18 人	24 人	24 人
教 育 公 務 員	197 人	489 人	925 人	1,611 人	1,783 人
警 察 官	52 人	180 人	200 人	432 人	523 人
計	530 人	812 人	1,503 人	2,845 人	3,149 人

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	5,580,497	2,187,525,671	180,410	634,064,311	29.0	24.1

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	
平成18年度	62,869	283,118,948	67,071,017	121,476,583	471,666,548	7,502

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成18年4月1日現在の人数である。

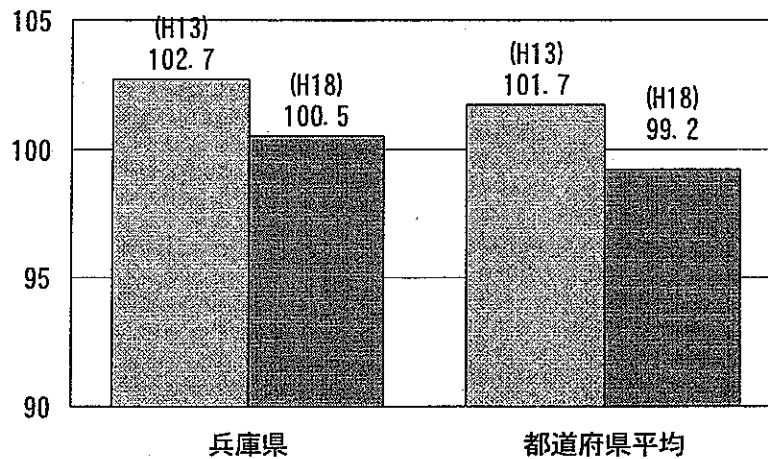
(3) 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置(継続) 期末手当独自0.1月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当独自0.15月分引下げ(単年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 退職手当の見直し(支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 : 10%減額)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置(継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続)

	一般職	特別職
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 ※12月昇給延伸については平成18年4月1日から回復	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続)
平成19年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の継続(継続) 期末手当の減額(継続)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成18年度	426,906円	426,994円	△88円 (△0.02%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成18年度	4.44月	4.45月	△0.01月	改定見送り (0月)	4.45月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵庫県	44.2歳	364,142円	474,770円	424,983円
国	40.7歳	325,724円	(国データが未公表)	383,541円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵庫県	47.10	1,099	348,444	423,412	391,872
うち保安員	44.3	42	326,064	419,325	382,975
うち用務員	49.7	373	351,994	421,952	390,430
うち自動車運転員	47.8	115	349,393	427,570	399,087

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵庫県	46.6歳	425,603円	512,686円

④中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵庫県	44.8歳	402,779円	477,478円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵庫県	40.1歳	349,357円	487,664円	402,045円

(注) 1 「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	180,400円	179,200円
	高校卒	145,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	141,500円	135,600円
高等学校 教育職	大学卒	200,800円	—
	短大卒	179,600円	—
中学校・ 小学校 教育職	大学卒	200,800円	—
	短大卒	179,600円	—
警 察 職	大学卒	206,900円	205,900円
	高校卒	171,600円	156,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大学卒	267,461円	331,719円	375,130円
	高校卒	230,865円	272,553円	332,836円
技能労務職	高校卒	238,207円	277,939円	319,533円
高等学校 教育職	大学卒	321,444円	378,274円	416,576円
	短大卒	282,395円	350,237円	360,568円
中学校・ 小学校 教育職	大学卒	322,261円	377,485円	412,284円
	短大卒	289,207円	349,374円	391,041円
警 察 職	大学卒	309,082円	349,792円	396,175円
	高校卒	265,506円	311,797円	362,117円

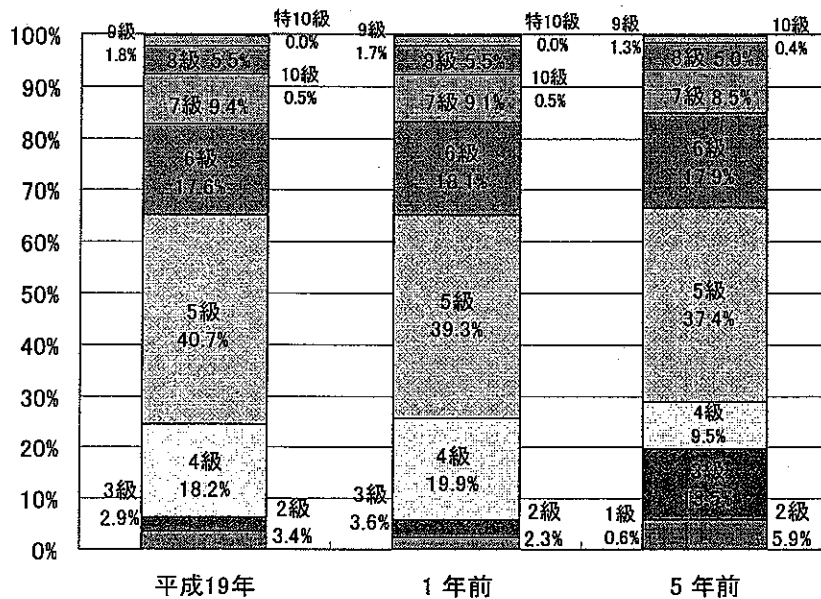
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比
特10級	理事		1人	0.0%
10級	部長、局長	県民局長	43人	0.5%
9級	局長	県民局の副局長、部長	169人	1.8%
8級	課長	地方機関の長	511人	5.5%
7級	副課長、主幹	地方機関の副所長、主幹	875人	9.4%
6級	課長補佐、係長	地方機関の課長	1,637人	17.6%
5級	主査	地方機関の課長補佐	3,772人	40.7%
4級	主任		1,692人	18.2%
3級	職員		267人	2.9%
2級	職員		311人	3.4%

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



(注) 平成18年度に1級～10級から2級～特10級に変更している。
 (旧3級及び4級を現行4級に統合、旧10級より上位に特10級を設けた。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額 (18年度決算)			-		
2,039 千円					
(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.45 月分	一般職員	3.0 月分	1.45 月分
特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75 月分	再任用職員	1.6 月分	0.75 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当

(平成19年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
(支給率) 自己都合 定年・勤奨			(支給率) 自己都合 定年・勤奨		
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額 4,126 千円 28,238 千円			1人当たり平均支給額 - -		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		23,660,273 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		406,904 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)	
			19年度	22年度の 制度完成時
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 明石市、川西市に所在する事 務所等のうち人事委員会が 定める事務所等	32,108 人	10%	14、12、10、6%	15、12、10、6%
姫路市 明石市 川西市	4,828 人	7%	3、2%	6、3%
上記以外の市町	21,211 人	5%	2、0%	6、3、0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げる
こととしている。

(4) 特殊勤務手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	2,413,415 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	110,870 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	37.1 %
手 当 の 種 類(手当数)	54
手 当 の 詳 細	P.39 参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

(5) 超過勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	7,439,419 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	127 千円
支給実績(平成17年度決算)	7,390,439 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	126 千円

(6) その他の手当

(平成19年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円/月 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 6,000円/月 ・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円/月 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ・その他の扶養親族 5,000円/月 <p>※16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月加算</p>	同	—	千円 7,497,189	円 244,224
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	<p>【借家・借間居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 膳 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 57,000円以下 膳 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃57,000円超 膳 28,000円 (支給限度額) 	異	国は支給限度額27,000円	千円 3,360,046	円 103,494
		<p>【持家居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,500円/月 	異	国は取得後5年間まで2,500円		
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：268,500円/月 62,000円を別途加算	異	国上限額306,900円	千円 86,360	円 2,106,341
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	<p>【公共交通機関利用者】</p> <p>6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円</p>	異	国上限額55,000円	千円 8,002,098	円 153,362
		<p>【交通用具使用者】</p> <p>通勤距離に応じて支給 自動車 6km未済 4,100円/月～ (上限額55,000円)</p>	異	国上限額24,500円		

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円/月	同	—	千円 115,020	円 309,194
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 3,359,566	円 734,171
農林漁業 普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に12/100又は8/100(管理職についてはこれらの1/2)を乗じた額			千円 151,399	円 478,599
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じて得た額	同	—	千円 54,333	円 687,759
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じて得た額			千円 278,990	円 280,392
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において旧美方郡村岡町及び美方町並びにそれら均衡上必要があると認められる事務所に在籍する職員に対して支給	扶養親族のある世帯主である職員:17,800円/月 扶養親族のない世帯主である職員:10,200円/月 その他職員:7,360円/月	同	—	千円 42,325	円 7,793
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給	勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 1,016,260	円 205,971
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減あり)	同	—	千円 1,432,823	円 295,916

手当名	内 容	支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度 と異なる 内 容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受け る職員が臨時 又は緊急の必要 その他の公務の 運営の必要によ り週休日等に勤 務した場合に支 給	4,000円～12,000円/回	同	—	千円 1,998	円 28,542
定時制 通信教育手当	高等学校で本務 として定時制又 は通信教育に従 事する教育職員 等に支給	給料月額に10/100を乗じ た額(管理職手当を受ける 者にとっては8/100)			千円 272,235	円 561,309
産業教育手当	高等学校で農業、 水産又は工業に 関する産業教育 に従事する教育 職員に支給	給料月額に10/100を乗じ た額			千円 305,255	円 495,544
義務教育等 教員特別手当	小学校・中学校、 高等学校、中等教 育学校、盲学校、 聾学校又は養護 学校に勤務する 教育職員に支給	上限額：20,200円/月 職務の級号給に応じた定 額			千円 6,575,459	円 193,778

5 特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,269,000 円 (1,410,000 円)
	副 知 事	1,032,300 円 (1,110,000 円)
報 酬	議 長	1,140,000 円
	副 議 長	1,040,000 円
	議 員	930,000 円
期 末 手 当	知 事	(18年度支給割合) 6月期 1.60月
	副 知 事	12月期 1.75月 計 3.35月
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		給料月額×在職月数×0.72 48,729,600 円 任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.54 28,771,200 円 任期ごと

- (注) 1 給料は平成12年度より知事10%、副知事7%減じているおり、()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 3 平成18年6月及び12月に支給した期末手当は、知事10%、副知事7%を上記の割合で計算した額から減額している。
- 4 平成15年度より退職手当の支給率について10%減じている。
- 5 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

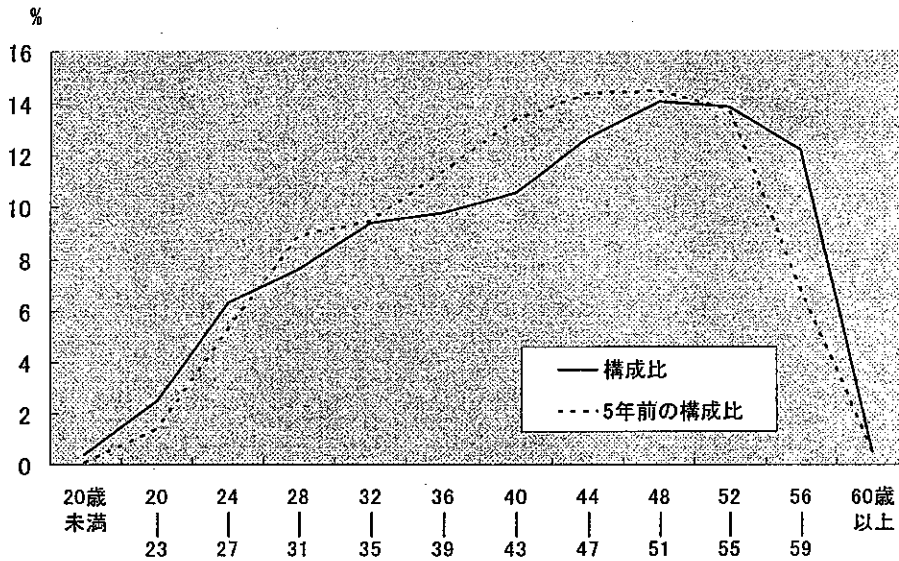
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	55	56	1	・事務事業の見直し、 ・組織の統廃合、 ・のじぎく兵庫国体の、のじぎく 兵庫大会の終了
		総 務	1,821	1,729	△ 92	
		税 務	684	679	△ 5	
		民 生	693	644	△ 49	
		衛 生	1,139	1,129	△ 10	
		労 働	261	256	△ 5	
		農林水産	1,480	1,448	△ 32	
		商 工	314	315	1	
	土 木	2,066	2,023	△ 43		
		計	8,513	8,279	△234	参考：人口10万人当たり職員数148.4人
	教育部門	37,897	37,699	△198	生徒数減少に伴う教員減	
	警察部門	12,200	12,325	125	治安確保のための警察官増	
	小 計	58,610	58,303	△307	参考：人口10万人当たり職員数1,044.8人	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	4,642	4,643	1	・事務事業の見直し、組織の統 廃合
		水 道	67	65	△ 2	
		下 水 道	37	37	0	
		そ の 他	188	182	△ 6	
	小 計	4,934	4,927	△ 7		
	合 計	63,544 [68,349]	63,230 [68,523]	△ 314 [174]	参考：人口10万人当たり職員数1,133.1人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人 235	人 1,558	人 4,019	人 4,786	人 5,924	人 6,206	人 6,685	人 8,008	人 8,940	人 8,769	人 7,750	人 350	人 63,230

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数 (a)	平成22年4月1日 職員数 (b)	純減数 (b-a)	純減率 (b-a)/(a)%
一般行政部門	8,633	7,763	△870	△10.1%
教育部門	38,091	37,757	△334	△0.9%
警察部門	12,029	12,255	226	1.9%
普通会計	58,753	57,775	△978	△1.7%
公営企業等会計	4,996	4,991	△5	△0.1%
総計	63,749	62,766	△983	△1.5%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	計	(参考) 17年～22年 数値目標
一般行政	職員数	8,633	8,513	8,279	—	7,763
	増 減		△120	△234	△354 (40.7%)	△870
教 育	職員数	38,091	37,897	37,699	—	37,757
	増 減		△194	△198	△392 (117.4%)	△334
警 察	職員数	12,029	12,200	12,325	—	12,255
	増 減		171	125	296 (131.0%)	226
公営企業 等会計	職員数	4,996	4,934	4,927	—	4,991
	増 減		△62	△7	△69 (1380.0%)	△5
計	職員数	63,749	63,544	63,230	—	62,766
	増 減		△205	△314	△519 (52.8%)	△983

(注) 1 計画期間は17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 企業庁の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	37,780,196	2,190,517	2,339,333	6.2	8.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	223	1,010,239	296,055	448,274	1,754,568	7,868

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初任給基準の引下げ ・管理職手当の3%減額措置 ・期末手当独自0.3月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 公営企業管理者:5%減額 ・期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施 ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・期末手当独自0.1月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続) ・期末手当独自0.15月分引下げ(単年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・退職手当の見直し(支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置 ・退職時特別昇給の廃止 ・旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続) ・期末手当の減額 公営企業管理者:5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し (対象業務の見直し) ・給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) ・昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) ・地域手当の新設 ・退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) ・勤勉手当への勤務実績の反映 ※12月昇給延伸については平成18年4月1日から回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)
平成19年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)

② 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県(企業庁)	45.5歳	428,505円	654,869円

(注) 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成18年度決算）			1人当たり平均支給額（18年度決算）		
2,010 千円			2,039 千円		
（18年度支給割合）			（18年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.45 月分	一般職員	3.0 月分	1.45 月分
特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75 月分	再任用職員	1.6 月分	0.75 月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

イ 退職手当

（平成19年4月1日）

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勤奨	（支給率）	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例加算 2～20%			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	32,223 千円	1人当たり平均支給額	4,126 千円	28,238 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		96,521 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		432,831 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 明石市、川西市に所在する 事務所等のうち人事委員 会が定める事務所等	10 %	132 人	10 %
姫路市 明石市 川西市	7 %	46 人	7 %
上記以外の市町	5 %	45 人	5 %

エ 特殊勤務手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	3,556 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	48,712 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	32.7 %
手当の種類（手当数）	7
手当の詳細	P.46 参照

オ 超過勤務手当

支給実績（17年度決算）	57,406 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	249 千円
支給実績（18年度決算）	54,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	243 千円

カ その他の手当

（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同	-	39,062 千円	241,125 円
住居手当				12,012 千円	77,494 円
通勤手当				45,735 千円	232,157 円
単身赴任手当				624 千円	312,000 円
管理職手当				37,796 千円	858,999 円
特地勤務手当				1,429 千円	714,690 円
寒冷地手当				140 千円	70,000 円
夜勤手当				5,081 千円	195,440 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(2) 病院事業の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	86,489,048	▲ 6,399,832	43,689,792	50.5	49.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	4,251	18,009,058	7,103,942	7,760,072	32,873,072	7,733

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (病院事業管理者:5%減額) 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置(継続) 期末手当独自0.1月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当独自0.15月分引下げ(単年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 退職手当の見直し(支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当の減額 (病院事業管理者:5%減額)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置(継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当の減額(継続)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 ※12月昇給延伸については平成18年4月1日から回復 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当の減額(継続)
平成19年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当の減額(継続)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県			
医師	42.5歳	542,428円	1,138,513円
看護師	37.6歳	340,102円	538,924円
事務職員	43.7歳	398,559円	641,267円

(注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（18年度決算）			1人当たり平均支給額（18年度決算）		
1,826千円			2,039千円		
(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.45月分	一般職員	3.0月分	1.45月分
特定幹部職員	2.6月分	1.85月分	特定幹部職員	2.6月分	1.85月分
再任用職員	1.6月分	0.75月分	再任用職員	1.6月分	0.75月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

イ 退職手当

(平成19年4月1日)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	定年・勲奨	(支給率)	自己都合	定年・勲奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額 2,059千円 25,076千円			1人当たり平均支給額 4,126千円 28,238千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績（平成18年度決算）		1,589,064千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		374,162円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 明石市	10%	2,898人	12、10、3%
姫路市	7%	461人	3%
加古川市 丹波市 洲本市 たつの市	5%	1,281人	3、0%

エ 特殊勤務手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績（平成18年度決算）	833,400千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	281,269円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	63.6%
手当の種類（手当数）	12
手当の詳細	P.47 参照

オ 超過勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	1,680,512 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	352 千円
支給実績（平成18年度決算）	1,715,092 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	404 千円

（注）超過勤務手当には夜勤手当を含む。

カ その他の手当

（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （18年度決算）
扶養手当	一般行政職員と同じ	同	-	323,997 千円	198,163 円
住居手当				356,922 千円	160,415 円
通勤手当				530,727 千円	145,724 円
初任給調整手当				1,136,301 千円	2,254,565 円
単身赴任手当				6,927 千円	314,864 円
管理職手当				195,292 千円	957,312 円
宿日直手当				386,086 千円	356,826 円